

宇陀市平成榛原子供のもり公園民間活力活用事業に係る

パートナー事業者公募要項

令和5年7月

宇陀市

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 事業の背景・目的	1
(3) 本事業の対象について	1
(4) 事業コンセプト	3
(5) 本事業の流れ	4
2. 公募概要	6
(1) 公募の目的	6
(2) 本公募の対象について	6
(3) 公募に係る事業条件	6
(4) 提案を求める事項	10
(5) 本公募への参加資格	15
(6) 本公募の手続	17

1. 事業概要

(1) 事業の名称

この事業の名称は、「宇陀市平成榛原子供のもり公園民間活力活用事業」（以下「本事業」という。）とします。

(2) 事業の背景・目的

宇陀市平成榛原子供のもり公園（以下「本公園」という。）は、平成3年建設省（当時）の「平成記念子供のもり公園」事業で、全国で15ヶ所の一つとして指定を受け、平成4年の事業着手の後、9年の歳月を経て平成13年4月に開園しました。

本公園は、子どものための遊具から自然体験まで幅広い楽しみ方のできる公園として、市民をはじめとする多くの人々に愛着を持ってご利用いただいております。

しかし、近年、宇陀市（以下、「本市」という。）が直営で管理する中で、多様化する利用ニーズに応えきれておらず、利用率が低いエリアがあるといった課題もみられます。また、市内には大規模な都市公園が多く存在し、将来的に維持管理が困難になるおそれもあります。

このような課題を踏まえ、本市では、公園等の施設運営やサービス提供に係るノウハウを有する民間事業者とのパートナーシップにより、計画段階から公園の整備、及び管理運営までの幅広い事業段階において連携を図ることで、本市単独では実現し難いより魅力的な宇陀市平成榛原子供のもり公園へのリニューアルを図りたいと考えています。これにより、公園のサービス水準の向上や、利用者数や利用者層の拡大、さらには、持続可能な公園の経営等の達成をめざすことを本事業の目的とします。

(3) 本事業の対象について

①宇陀市平成榛原子供のもり公園の概要について

本事業の対象地である宇陀市平成榛原子供のもり公園は、敷地が14.6haと広大であり、公園の中央を一級河川宇陀川が流れる、自然の地形を活かした公園になっています。多くの植物や貴重な野鳥・昆虫が見られる等、都会の近くでありながら、森と水辺の豊かな自然を感じることができます。

大型遊具や草斜面、噴水広場等、子供に人気の施設のほか、サッカー場や野球場、キャンプ場やBBQ場等、施設が充実しています。

また、森や河川を活かして、子供のもり公園活性化協会等の活動団体や地元事業者により、自然環境を活かしたカヌーやロープスライダー等の体験イベントが実施されています。

《本公園の概要》

所在地	奈良県宇陀市榛原桧牧2107番地の4
面積	約14.6ha（146,046㎡）
開園年	平成13年4月
開設者・管理者	宇陀市
都市計画決定	都市公園（総合公園）平成5年1月22日

②宇陀市平成榛原子供のもり公園の位置について

本公園は、近鉄榛原駅から約2.4kmの位置にあります。近鉄榛原駅から奈良交通バスに乗り、「桧牧バス停」下車後、徒歩10分程度です。

また、車では名阪国道「針IC」下車後、国道369号線経由約1.2kmの距離です。

《位置図》



③宇陀市平成榛原子供のもり公園の施設概要について

本公園内には、管理事務所である「森の館」やキャンプ場、サッカー場などの施設があります。

施設、及び公園施設の詳細については、「参考資料1～11」を参照してください。

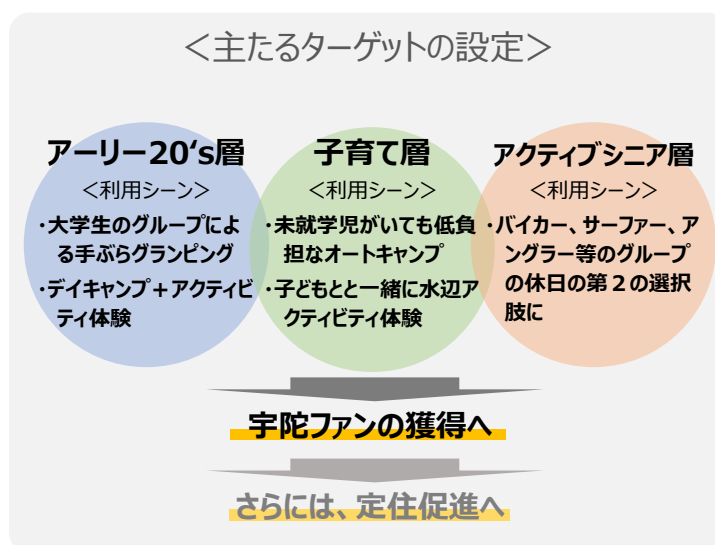
(4) 本事業コンセプト

①めざす公園の姿

高原都市 宇陀の魅力があふれ
みんなで遊ぶ・育むアウトドア・アクティビティパーク

公園内に宇陀川が流れるとともに豊かな緑を有す環境を活かし、自然とのふれあいやアウトドアアクティビティを楽しめる拠点とします。

また、本市のまちづくりに寄与するために、「関係人口の拡大」や「人口定着・定住人口増加」を見据え、人材（団体）との連携により、地域のコミュニティを育む公園としていきます。



②事業の方向性

事業実施にあたっては下記3点の方向性に基づいて具体的な検討を行います。

- 宇陀の豊かな自然とのふれあいやレクリエーションを求める市内、及び周辺都市の若者やファミリー、アクティブシニアの誘引に資するアウトドアアクティビティ施設の新規整備と魅力的なサービス提供
- 公園や河川空間等を活かしたアウトドアサービスの提供
- 宇陀の魅力を活かした多様なコンテンツを提供し、公園の運営に主体的な関わり方ができる人材（団体）との連携

③民間活力活用のねらい

民間活力の活用にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活かした以下のような提案を期待します。

- ①公園のサービス向上・利用者層の拡大・利用者数の増加を図るための施策の提案
- ②状況変化への柔軟な対応や、長期的な魅力の持続等に貢献できる方法の提案
- ③民間の利益を確保しつつ、持続可能な公園経営を図るとともに、公共施設として過度なユーザー負担を強くない事業全体として合理的なスキームの提案
- ④本市の人材や地域資源を活かし、広い波及効果を生む提案

(5) 本事業の流れ

①公募によるパートナー事業者の選定及びパートナー協定の締結

本市は本事業を本市とともに計画、実施する事業者(以下「パートナー事業者」という。)を選定するための公募を実施し、応募者が提出した公募提案等関係書類及びプレゼン・ヒアリングの審査を経て、本市との公民連携の実施に適しているパートナー事業者を選定します。本市とパートナー事業者は、協議後、双方合意の上、両者が連携して本事業を進めることを目的とした基本協定(以下「パートナー協定」という。)を締結します。選定結果の概要及び協定の締結等については本市ホームページで公表します。

なお、現在、本市で想定しているパートナー協定に係る内容については、「別紙7 パートナー協定書(案)」をご参照ください。ただし、パートナー協定の内容は、パートナー事業者との協議の上、定めるものとします。

②事業実施に関する詳細協議及び事業詳細計画の作成

本市とパートナー事業者は、本市の事業構想、公募提案等関係書類等を踏まえ、事業条件、及び事業内容に係る詳細協議を実施し、双方合意の上で、宇陀市平成榛原子供のもり公園の再整備及び管理運営に係る計画(以下、「事業詳細計画」という。)を作成します。

なお、河川区域内で行う事業については、事業詳細計画の策定までに、その内容について、独立行政法人水資源機構及び木津川上流河川事務所と協議を実施し、施設使用に係る承認、及び許可等を得ることが必要です。

また、事業詳細計画の策定にあたっては、地域への説明等を実施することも予定しております。

《事業詳細計画で定めることを想定する事項》

- ア) 本市及びパートナー事業者の役割
- イ) 事業期間
- ウ) 事業資金に係る事項等
- エ) 活用手法・制度
- オ) 施設の整備・撤去等に係る計画(公民の費用分担等を含む)
- カ) 施設の管理・運営に係る計画(公民の費用分担等を含む)
- キ) 地域貢献計画
- ク) モニタリング計画
- ケ) 事業実施に関するスケジュール
- コ) その他必要な事項

上記「活用手法・制度」において、公募設置管理制度(Park-PFI)を活用するとなった場合、事業詳細計画の策定後に公募対象公園施設の設置又は管理を行う民間事業者の公募を行います。

③事業実施に係る協定又は事業契約等の締結

事業詳細計画に基づき、本市とパートナー事業者は、協議の上、事業実施に係る協定(以

下、「事業協定」という。)又は事業契約等を締結します。

④公園施設等の設計及び必要な手続(開発、公園施設の設置管理許可、撤去、建築等)

本市とパートナー事業者は、事業詳細計画等に基づき、公園施設の設計を行い、各種法令に基づき、必要な手続を行います。

⑤既存施設の撤去・改修、公園施設の設置等

本市とパートナー事業者は、事業詳細計画等に基づき、既存施設の撤去・改修、公園施設の設置等に係る工事を行います。

⑥公園施設の供用開始、管理、運営

工事完了後、公園管理者の確認を受け、本市とパートナー事業者は、事業詳細計画等に基づき、供用を開始し、管理、運営を行います。

なお、管理運営期間中はパートナー事業者の負担に基づき、報告書等を作成することで、モニタリングを実施します。

⑦許可期間及び占用期間

パートナー事業者が、都市公園法等に基づき、公園施設の管理運営等を行う場合は、各種法令に基づき、手続を行い、必要な許可等を得るものとします。

なお、事業期間中において、各種許可等の期間を継続する場合は、許可が切れる前までに再度手続をし、許可を取得する必要があります。

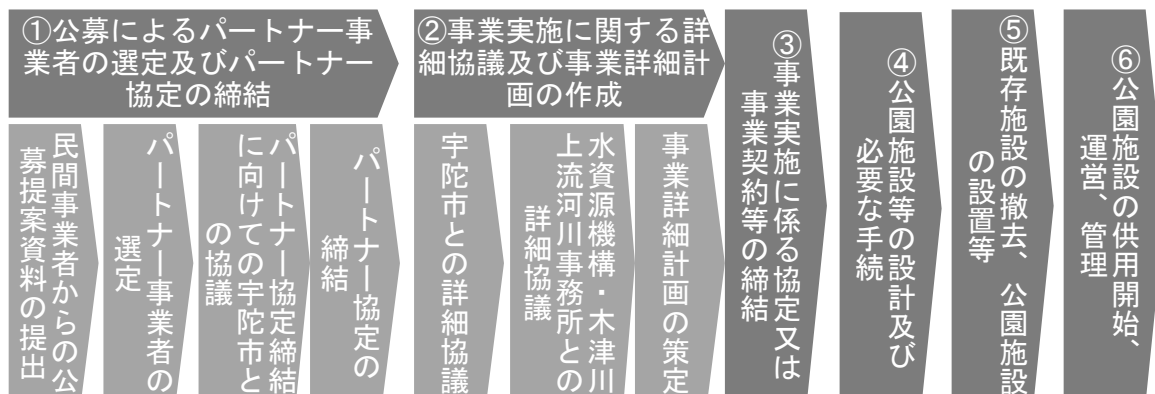
⑧公園の原状回復

パートナー事業者が都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項または第6条第1項もしくは第3項の許可(設置管理許可及び占用許可)を受けて施設整備を行う場合は、事業を終了する場合や許可期間が満了する際は、本市において必要がないと認める場合を除き、パートナー事業者の責任及び負担で原状回復することとします。ただし、回復内容等詳細については、本市との協議に基づき決定するものとします。

⑨事業の終了と清算

設置管理許可及び占用許可を受けて施設整備を行う場合は、許可にあたり、本市は民間事業者に対し、原状回復義務の履行について、原状回復に係る費用に相当する金額の保証金を本市へ預託する等の方法による担保を求めることを想定しています。ただし、詳細については、本市との協議に基づき決定するものとします。

《本事業の流れ(供用開始まで)》



2. 公募概要

(1) 公募の目的

本事業の実施にあたり通常の都市公園に関する手続に加え、河川法上に基づく手続等が必要なことから、本市とともに事業詳細計画の策定を目指すパートナー事業者を公募することとします。

本公募による選定の後、本市とパートナー事業者は、パートナー協定を締結し、事業の詳細について両者で協議し、双方合意の上、必要に応じて事業実施に係る協定又は事業契約を締結し、事業を実施するものとします。

本公募は本事業を実施する上で、事業の具体的な内容等について本市と優先的に協議することができる、パートナー事業者の選定が目的であるため、公募提案等関係書類の内容については、事業の実施内容として決定されるものではない旨をご理解の上、ご提案ください。ただし、本市とパートナー事業者の協議にあたっては、本市の意向も踏まえつつ、パートナー事業者の提案を尊重し、この実現をめざすものとします。

(2) 本公募の対象について

本公募では、宇陀市平成榛原子供のもり公園の全ての公園施設を対象とします。敷地の詳細については、「別紙4 公募対象敷地」を参照してください。

施設の整備範囲については限定しませんが、全ての公園施設の日常的な維持管理・運営をパートナー事業者に担っていただくことを想定しています。

(3) 公募に係る事業条件

パートナー事業者には、以下の制限、手続、及び留意点等を遵守の上、事業詳細計画の作成、及び事業の実施を行っていただきます。提案書の作成にあたっては、これらの事業条件を十分に踏まえるようにしてください。

①都市計画法等に係る制限

本公園は都市計画法等で以下のように位置付けられています。

都市計画施設の種別	都市公園（総合公園）
都市公園の面積	約146,046㎡ うち、 河川区域 約56,466㎡（独立行政法人水資源機構所有） 約105㎡（国土交通省所有）
用途地域	市街化調整区域 用途指定なし（大和都市計画区域内） 建蔽率：70%、容積率：400%
防火・準防火地域	指定なし
地すべり防止区域	区域外
土砂災害（特別）警戒区域	区域外
埋蔵文化財包蔵地	区域外

②都市計画法等に基づく手続

本事業対象区域は市街化調整区域ですが、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号に規定する施設に該当するため、開発許可が不要となります。ただし、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による開発許可不要に係る手続（奈良県）、及び宇陀市宅地開発等指導要綱に係る手続が必要となります。

③都市公園法に基づく手続

都市公園内における公園施設を設置又は管理、公園の占用、制限行為を行う場合は、宇陀市公園条例（平成18年宇陀市条例第176号）第6条、第8条、及び第9条に規定する許可等に関する手続が必要です。

④建築基準法に基づく手続

建築物等を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請が必要です。

⑤河川法に基づく手続

本公園は都市公園区域の一部に河川区域を含んでいます。その河川区域については、独立行政法人水資源機構の所有地で本市は使用承認を受けているため、河川法上の占用許可は不要です。

ただし、河川区域に工作物を設置する場合は、河川法（昭和25年法律第201号）第26条第1項に規定する許可の申請が必要です。

また、工事期間中において、独立行政法人水資源機構の使用承認を受けるための申請が必要です。

⑥既存の建築物に係る留意点

既存施設のうち、建築物については、建築基準法第2条第1号に規定する建築行為を行うことはできません。ただし、建築行為を伴わない活用や管理運営に関する提案は歓迎します。また、解体・撤去に関する提案も可能とします。

詳細については、「別紙5 公園施設分布図」「別紙6 公園施設一覧」を参照してください。

⑦建築物の建築面積に係る留意点

新たな建築物の整備を提案するにあたっては、都市公園法及び宇陀市公園条例に基づく建築面積の制限、建築基準法に基づく建築面積の制限等に留意する必要があります。

「別紙6 公園施設一覧」に記載の既存建築物の面積は、参考ですので、事業実施に係る手続において必要な場合は、再度精査していただく可能性があります。

⑧河川区域における留意点

ア) 河川区域における工作物等の設置について

河川区域に工作物等を設置する場合においては、地盤面に固定・緊結するなど、浸水

時に流失しない構造で、かつ、流水を阻害しない構造としてください。流失しない構造をとることができない設置物、可動物等については、短時間で河川区域外に移動するなど河川増水時の対応についても合わせてご提案ください。

イ) 河川区域における水質を汚染するおそれのある物品等の設置について

水質を汚染するおそれのあるもの及び、流出する可能性のあるものは原則、設置することができません。

ウ) 増水時等における人命等の確保に係る対応について

浸水のおそれがあるときは、パートナー事業者の責任に基づき、公園利用者、及びスタッフ等の河川区域からの避難誘導等、人命確保に必要な対応を行っていただきます。

また、緊急時にア) イ) の対応、及び人命確保等の対応を円滑に遂行できるよう、定期的な避難訓練等を実施していただきます。

これらを踏まえ、パートナー事業者には、避難計画等を作成していただくこととなります。

参考) 宇陀川における室生ダムの放流等による当該公園への影響について

- ・室生ダムへの流入量が300 m³/s を超え、洪水調節を開始すると宇陀川の当該公園前における水位は上昇し、河川区域内は浸水することが想定されます。
- ・台風や大雨による洪水が起きやすい期間（6月16日～10月15日）は、洪水に備えてダムの貯水位を下げる操作を行います。（6月16日～8月31日：E L. 289.6m、9月1日～10月15日：E L. 287.5m）
- ・雨量の少ない期間（10月16日～6月15日）は、ダムの貯水位をE L. 295.5mまで上昇させる操作を行います。

エ) 河川区域内における設置管理許可手続について

河川区域内においては、ア)、及びイ)等を踏まえた公園施設の設置に関する提案を歓迎しますが、1.の(4)の②に示す手続を経なければ、選定した事業者の提案内容を認定することができないため、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)を用いた公園施設の設置に係る提案を受け付けないものとします。

⑨文化財保護法に基づく手続

当該公募対象区域は埋蔵文化財包蔵地の区域外ですが、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地の開発面積が10,000 m²を超える場合には、事前に「遺跡有無確認踏査願」の提出が必要となります。また、個々の事業面積が10,000 m²に満たないものであっても、開発面積の累計が10,000 m²を超える場合も「遺跡有無確認踏査願」の提出(3部提出)が必要となります。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地での土木工事にあっても、工事中の遺跡の不時発見を避けるため、事前の試掘調査あるいは土層確認のための立会に協力をお願いすることがあります。

⑩その他関係法令の遵守

その他関係法令を遵守の上、事業を行っていただきます。

⑪事業期間の下限

提案にあたっては、公園施設の建設等に係る期間を含め、10年以上の事業期間を予定してください。ただし、期間途中における契約更新等は可能とします。

(4) 提案を求める事項

①基本事項

基本事項として、事業コンセプト、実施体制、事業実績を提案ください。

なお、提案の作成にあたっては、「別紙2 宇陀市平成榛原子供のもり公園 民間活力活用事業に係る審査基準」に示す審査の視点を踏まえたものとしてください。

提案項目	提案内容		提案 様式	枚数等
事業コンセプト	本事業に関する基本的な考え方	<p>民間活力活用事業の基本的な考え方を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇陀市全体のまちづくりの課題や、本市の都市公園等の管理運営に係る課題、平成榛原子供のもり公園を取り巻く状況を踏まえて、以下の3つの考え方を記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> ①公園のサービス向上・利用者層の拡大・利用者数の増加を図るために必要な考え方 ②長期にわたる事業の中で、状況の変化への柔軟な対応や魅力の持続を図るために必要な考え方 ③持続可能な公園経営を図るために必要な考え方 ・当事業でターゲットとすべき層とその理由を提案してください。 ・本事業を行うことで達成すべき目標を具体的に提案してください。なお、提案にあたっては、集客人数や行政コストの低減額など定量的な指標等も示してください。 	様式 1 2	A 3, 1 頁
実施体制	実施体制	<p>事業の全体管理・設計・施工・施工監理・管理運営など、事業内容ごとに担当する法人とその役割を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法人の業務責任者についても明記してください。 ・各法人、及び業務責任者については、役割を全うすることができることを示す資格や実績、専門性等について記載してください。 	様式 1 3-1	A 4, 1 頁
	事業実施能力	各担当法人、及び業務責任者が役割に応じた実績、及び必要な資格を有して	様式 1 3-2	A 4, 担当法人

提案項目	提案内容		提案 様式	枚数等
		いるかを判断することができる事項を示してください。	様式 1 3-3	数×1頁 A 4, 業 務責任者 数×1頁
事業実績	同種類似実績の有無	本事業と同様に、不特定多数の利用の用に供する施設の整備や運営に係る実績を示してください。 ・施設の集客実績や、地域への波及効果など、事業を通じて得られた成果などについても記載してください。	様式 1 4	A 4, 頁数様 式参照

②事業計画に係る提案

事業計画に係る提案として、施設整備計画、管理運営計画、事業スキーム、地域貢献計画、事業収支計画を提案ください。

提案項目	提案内容		提案 様式	枚数等
施設整備 計画	施設配置・ 動線計画	公園利用者の動線、既存の公園施設等を踏まえた配置計画を提案してください。 ・整備・撤去を提案する公園施設の配置、整備区域、整備内容(新設・改修・撤去等の別)、整備主体、整備に係る費用負担区分を示してください。 ・動線の計画にあたっては、従来の公園利用者の継続利用にも配慮してください。	様式 1 5-1	A 3, 1 頁
	各種施設概要	整備を行う公園施設の概要をお示ください。 ・「別紙5 公園施設分布図」「別紙6 公園施設一覧」をご参照のうえ、整備を行う施設の内容(規模、イメージ、概算整備費、利用者像等)を提案してください。 ・提案する公園施設がいずれの分類、及び種類に該当するかを明記してください。 ・建築物を新築する場合は、公園施設全体における建築面積の合計、及び遮蔽率をお示ください。 ・既存公園施設の整備(建築行為に該当しないリノベーション、解体等)を行	様式 1 5-2	A 4, 提案施 設数× 1 頁

提案項目	提案内容		提案 様式	枚数等
		<p>う場合は、その内容についても、提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備・撤去を提案する公園施設ごとに、整備主体、整備に係る費用負担区分を示してください。 		
管理運営 計画	公園全体の 管理運営方法	<p>本公園、及び本市の魅力向上及び、利用者の増加に向けた管理運営の考え方、及びその内容を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園のサービス水準の向上や行政負担の軽減に向けた施設の維持管理に係る考え方や工夫を提案してください。 ・公園の魅力を広く伝えるための広報計画についてご提案ください。 ・公園の魅力向上につながるイベント等の開催や、オフシーズン時における集客の工夫等に関する提案を歓迎します。 	様式 16-1	A3, 1頁
	個別施設の 運営方法	<p>整備する公園施設及び既存施設について、個別に運営内容を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容について具体的にご提案ください。 ・各施設の営業時間や利用料金設定についてご提案ください。 ・既存施設のうち、従来通りの運営とするものについては、提案は不要です。 	様式 16-2	A4, 提案施設数× 1頁
	人員配置計画	<p>上記の管理運営に必要な人員配置計画を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設など夜間においても利用者を滞在させる事業を提案する場合、安全確保のため夜間も含めて常時人員配置が必須です。 	様式 16-3	A4, 1頁
	管理運営主体・費用の 考え方	<p>管理運営に係る公民の役割分担について提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務の実施主体区分についてご提案ください。 ・管理運営に係る費用負担区分、及び利用料金収入の扱いについてご提案ください。 	様式 16-4	A3, 1頁
	リスク管理	<p>想定される事業リスクに対する対応策</p>	様式	A4,

提案項目	提案内容		提案 様式	枚数等
	計画	<p>についてご提案ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川区域等における浸水リスク及び、その他災害リスクに対する安全対策について提案してください。 当事業は、長期に渡るものであることから、事業の安定的な継続に必要な収益の低下リスクなどへの対応をご提案ください。 その他、想定されるリスクとその対応についてご提案ください。 	1 6-5	1 頁
事業スキーム	市民の役割や費用負担	<p>本市の課題を踏まえつつ、施設整備や管理運営を実現することができる市民連携による事業スキームを提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する事業期間を明記してください。 事業に係る市民の役割分担を明記してください。 市民の費用負担の考え方を記載の上、事業に係る経費や収益、使用料など資金の流れをお示しください。 市民連携により、公園施設の整備、維持管理・運営を行うために活用すべき制度があれば、明記してください。 提案にあたっては、本市の財政負担が現実的であること、公益性や透明性の確保等に配慮してください。 <p>なお、これまで本市での検討過程において、想定される事業手法の例を整理しています。これに限るものではありませんが、「参考資料16 検討段階において活用を想定した制度例」を参考に、提案してください。</p>	様式 1 7	A 3, 1 頁
地域貢献計画	本市・地域への貢献	<p>本市全体のまちづくりの課題等を踏まえ、本市及び地域の持続可能な発展に貢献するための事業上の工夫について提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の視点を参考に、自由に提案してください。 <p>■地域の活動団体（公園活性化協会など）との連携</p>	様式 1 8	A 3, 1 頁

提案項目	提案内容		提案 様式	枚数等
		<p>■地域雇用創出、地域産業の活性化 ■環境貢献</p> <p>・なお、提案にあたっては、「参考資料 17 公民連携まちづくりプラット フォームについて」も参考にしてく ださい。</p>		
事業収支 計画	収支計画	<p>本公園全体で行う事業に関する収支計 画を提案してください。</p> <p>・事業全体に係る収支、民間事業者の全 体収支、及び本市の全体収支が分か るよう記載してください。</p> <p>・民間事業者の収支については、キャッ シュフローの想定がわかるように記 載してください。</p> <p>・細目については、その試算根拠につい ても明記してください。</p>	様式 19-1	A3, 3 頁まで
	資金調達計 画	<p>施設整備や管理運営に関する資金調達 計画を提案してください。</p> <p>・資金調達の用途について根拠を示し てください。</p> <p>・本市の負担を想定する場合は、その金 額を記載してください。</p> <p>・施設整備等にあたり、活用し得る補助 制度等があれば、提案してください。</p>	様式 19-2	A4, 1 頁
	事業スケジ ュール	事業全体のスケジュールを提案してく ださい。	様式 19-3	A3, 1 頁

(5) 本公募への参加資格

本公募に参加することができる者は、次の要件を全て満たしている者とし、また、グループで応募する場合の構成法人も同様とします。

① 応募の制限

以下に該当する事業者とはパートナー協定を締結しません。

- ・ 代表者及び役員が破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定を受けていない場合
- ・ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定を受けていない場合
- ・ 宇陀市暴力団排除条例(平成23年宇陀市条例第21号)第2条第5号に規定する事業者にあつては宇陀市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成24年宇陀市要綱第32号)第3条に規定する者
- ・ 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者または未申告の者
- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・ 宇陀市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けている者

なお、参加申込書類や公募提案等関係書類に虚偽の記載が発覚した場合、その時点において本事業におけるパートナー事業者(候補者)の決定を取り消すこととします。

また、パートナー事業者(候補者)の選定結果通知日からパートナー協定の締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合も同様に、本事業におけるパートナー事業者(候補者)の決定を取り消すこととします。

② 応募者の資格

- ・ 応募者は、法人(以下「応募法人」という。)又は法人のグループ(以下「共同企業体」という。)であることとします。
- ・ 共同企業体の場合は、代表法人(他の法人は構成法人とする。)を定めてください。
- ・ 代表法人は本事業に係る一切の業務を遂行する義務を負うこととし、本市との手続や金銭の支払い等に関しては、原則、代表法人と行うこととします。
- ・ 応募法人又は共同企業体を構成する代表法人及び構成法人(以下「応募法人等」という。)は、原則、直近3事業年度決算において債務超過でないこととします。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響から過去3事業年度において債務超過の年度がある場合には、さらに過去2ヵ年度分の決算報告書を追加して提出したうえで、新型コ

新型コロナウイルス感染症拡大以前の財務状況、及び今後の債務超過解消の見通しについて説明資料を添付することを認めます。

③応募条件

- ・ 応募法人は、他の共同企業体の代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の共同企業体において、共同企業体の代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 応募法人に、不特定多数の利用の用に供する施設の運営に係る事業を有する法人を含むようにしてください。

条件を満たす事業内容の例

- ・ 公園施設（休養施設（キャンプ場等）、遊戯施設、便益施設（飲食店・宿泊施設等）等）の運営事業
- ・ アウトドア施設（キャンプ場、グランピング等）の運営事業
- ・ アクティビティ施設（アスレチック、ウォーターアクティビティ等）の運営事業
- ・ その他オープンスペースを活用した集客施設の運営事業
- ・ 宿泊施設の運営事業
- ・ 温浴施設の運営事業
- ・ その他屋内施設を活用した集客施設の運営事業

(6) 本公募の手続

①スケジュール（予定）

応募及び選定のスケジュールは、以下のように予定しています。なお、予定については変更となる可能性があります。

公募要項の交付期間	令和5年7月18日（火）～令和5年8月21日（月）
参加申込書類に関する質問書 受付期間	令和5年7月18日（火） ～令和5年8月3日（木）午後5時まで
現地説明会に関する申込受付 期間	令和5年7月18日（火） ～令和5年7月26日（水）午後5時まで
現地説明会の開催期間	令和5年8月1日（火） ～令和5年8月21日（月）
参加申込書類に関する質問に 対する回答期限	令和5年8月8日（火） ※質問に対する回答は、本市ホームページへ随時掲載 します。
参加申込書類受付期間	令和5年7月18日（火） ～令和5年8月21日（月）午後5時まで ※参加申込において、①応募の制限、②応募者の資格、 ③応募条件を満たしている事業者には公募提案等 関係書類の提出依頼を令和5年8月25日（金）ま でにメールまたは郵送にて通知いたします。
公募提案等関係書類に関する 質問書受付期間	令和5年8月25日（金） ～令和5年9月15日（金）午後5時まで
公募提案等関係書類に関する 質問に対する回答期限	令和5年9月19日（火） ※質問に対する回答は、本市ホームページへ随時掲載 します。
公募提案等関係書類受付期間	令和5年8月25日（金） ～令和5年10月12日（木）午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリ ング	令和5年11月8日（水）予定 ※プレゼンテーションに参加いただく事業者には、実 施時間及び会場、事前提出書類等について、事前に メールまたは郵送にて通知いたします。
パートナー事業者（候補者） の選定結果の通知	令和5年11月中旬予定 ※選定結果については、プレゼンテーションに参加い ただいた事業者へ通知するとともに、本市ホームペ ージに、その概要についても掲載する可能性があります。

②応募手続

ア) 公募要項の交付

公募要項については、令和5年7月18日(火)～令和5年令和5年8月21日(月)までの期間、本市のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

■本市ホームページ

https://www.city.uda.nara.jp/kouen/kodomonomori_pertner_kobo.html

イ) 参加申込書類に対する質問及び回答

参加申込書類に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。なお、回答内容については、公募要項と同等の効力を持つものとします。

■使用様式：「様式2 参加申込書類に対する質問書」

■受付期間：令和5年7月18日(火)～令和5年8月3日(木)午後5時まで

■提出方法：電子メール

※ 件名(subject)は「(質問者名) 宇陀市平成榛原子供のもり公園民間活力活用事業パートナー事業者選定参加申込書類に関する質問」と記載してください。

■アドレス：kouen@city.uda.lg.jp

■問い合わせ：宇陀市建設部公園課 担当：徳永、宮奥

※ 質問を提出した場合、上記担当者まで連絡し、着信確認を受けてください。

■回答日：令和5年7月18日(火)～令和5年8月8日(火)

■回答方法：質問に対する回答は、上記期間において随時本市ホームページに掲載します。

ウ) 参加申込書類の受付

参加申込書類は、「別紙1 提出書類一覧及び様式集」に従い提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった参加申込書類は受理しません。

■使用様式：「別紙1 提出書類一覧及び様式集」に記載のとおり

(指定のない場合は任意様式)

■受付期間：令和5年7月18日(火)～令和5年8月21日(月)午後5時まで

■受付場所：宇陀市建設部公園課

■提出方法：郵送の場合は、受付期間必着。(簡易書留郵便や、レターパックプラスなど配達記録が残る方法に限る。)直接提出する場合は、受付期間までに持参。

エ) 公募提案等関係書類に対する質問及び回答

公募提案等関係書類に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。なお、回答内容については、公募要項と同等の効力を持つものとします。

■使用様式：「様式3 公募提案等関係書類に関する質問書」

■受付期間：令和5年8月25日(金)～令和5年9月15日(金)午後5時まで

■提出方法：電子メール

※ 件名(subject)は「(質問者名) 宇陀市平成榛原子供のもり公園民間活力活用事業パートナー事業者選定公募提案等関係書類に関する質問」と記載してください。

■アドレス：kouen@city.uda.lg.jp

■問い合わせ：宇陀市建設部公園課 担当：徳永、宮奥

※ 質問を提出した場合、上記担当者まで連絡し、着信確認を受けてください。

■回答日：令和5年8月25日（金）～令和5年9月19日（火）

■回答方法：質問に対する回答は、上記期間において随時市ホームページに掲載します。

オ) 公募提案等関係書類の受付

公募提案等関係書類は、「別紙1 提出書類一覧及び様式集」に従い提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募提案等関係書類は受理しません。

■使用様式：「別紙1 提出書類一覧及び様式集」に記載のとおり

(指定のない場合は任意様式)

■受付期間：令和5年8月25日（金）～令和5年10月12日（木）午後5時まで

■受付場所：宇陀市建設部公園課

■提出方法：郵送の場合は、受付期間必着。（簡易書留郵便や、レターパックプラスなど配達記録が残る方法に限る。）直接提出する場合は、受付期間までに持参。

カ) 公募提案等関係書類作成の注意事項

- ・公募提案等関係書類での使用言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・公募提案等関係書類の提出は、1応募法人（1応募グループ）につき1提案とします。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ公募要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な調査、確認を行った上で公募提案等関係書類を作成してください。
- ・公募提案等関係書類に添付する、公的機関等で発行する証明書等については、提出日より3か月以内に取得したものとしてください。
- ・公募提案等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・公募提案等関係書類の提出後の変更は認めません。ただし、明らかな誤字、脱字など、提案内容自体に影響がなく、本市が認めたものについてはこの限りではありません。
- ・必要に応じて公募提案等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・分かりやすさ、見やすさに配慮し、明確かつ具体的に記述してください。また、必要に応じて、図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・提出書類一式の電子データをCD-Rにて1部提出してください。

キ) 公募提案等関係書類の取扱い

■著作権の帰属

- ・公募提案等関係書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、パートナー事業者（候補者）の選定結果の公表、住民説明、その他本市が必要と認める場合には、本市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

■特許権等

- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責めは、応募者に帰属するものとします。

■公募提案等関係書類の返却

- ・公募提案等関係書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

■応募の辞退

- ・公募提案等関係書類提出後に辞退する場合は、「様式8 辞退届」を提出してください。

③現地説明会の開催

応募者が、公園の現状や事業の趣旨を把握すること等を目的に、以下の通り、現地説明会を開催します。

■開催期間：令和5年8月1日（火）～令和5年8月21日（月）

- ※具体的な開催日時は、申込者ごとに個別に調整するものとします。

■場所：奈良県宇陀市榛原桧牧2107番地の4

宇陀市平成榛原子供のもり公園 駐車場（公衆便所付近）

■申込方法

- ・「様式1 現地説明会参加申込書」に記入の上、電子メールの添付ファイルとして送信してください。

※ 件名 (subject) は「(申込者名) 宇陀市平成榛原子供のもり公園現地説明会申込」と記載してください。

- ・提出期間は、令和5年7月18日（火）～令和5年7月26日（水）午後5時までとします。
- ・宛先アドレス：kouen@city.uda.lg.jp
- ・問い合わせ：宇陀市建設部公園課 担当：徳永、宮奥
- ・申込書を提出した場合、上記担当者まで連絡し、着信確認を受けてください。

■注意事項

- ・開催日時、及び現地説明会当日の詳細については、申込確認後、電話、又は電子メールにてご案内します。
- ・開催日当日、荒天の場合、中止、または屋内での説明のみとする可能性があります。
- ・参加人数は、1応募者（共同体事業者を含む。）につき、3名までとします。
- ・当日、公募提案等関係書類に関する質問にはお答えできません。②のエ)の手続に従い、質問書での提出をお願いします。
- ・見学会において使用する資料（本資料等）については、各自印刷の上、持参してください。
- ・当日の駐車料金等については、各自でご負担ください。
- ・現地説明会への参加は必須ではありません。

④受付時間

参加申込書類や公募提案等関係書類の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から

正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

⑤審査方法等

ア) 基礎審査

基礎審査では、事務局において、応募者から提出される参加資格を証する書類をもとに、応募者が公募要項に示す参加資格要件を満たしているかを審査するとともに、公募要項に示す提案書類の全てと、必要な記載事項に欠格事項がないかを確認します。

参加資格要件を満たしていない場合や、提案書類に不備がある場合は失格となり、提案審査に進むことはできません。基礎審査の結果については、応募者に通知を行います。

イ) 選定委員会

パートナー事業者(候補者)の選定については、選定委員会において実施します。選定委員会は全て非公開とします。

ウ) 提案審査

提案審査では、選定委員会において、応募者から提出される提案書の内容、及び応募者が行うプレゼンテーション・ヒアリングの内容について審査を行い、最優秀事業者、及び次点事業者を選定します。

■提案書類確認

- ・提出された公募提案等関係書類について、事務局において欠格事項等の有無について確認を行います。提案書類に不備がある場合は失格となり、プレゼンテーション・ヒアリング審査に進むことはできません。
- ・確認の結果については、応募者に通知を行います。

■プレゼンテーション・ヒアリング審査

- ・提案書類確認を通過した応募者については、提出された公募提案等関係書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

エ) プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所(予定)

■日時：令和5年11月8日(水)(事業者ごとに開始時間を指定します。)

■場所：宇陀市役所 2F 212会議室

※詳細な日程等については、プレゼンテーション・ヒアリング審査の対象者に別途通知します。

■プレゼンテーション・ヒアリングの時間

- ・1応募者あたり60分程度(予定)
(準備・提案内容の説明30分、質疑応答30分)

■出席者

- ・出席者は、5名以内とする。

■その他

- ・プレゼンテーションは、提出資料に基づき行ってください。また、プロジェクター

の使用を可とし、希望者はプロジェクターとスクリーンは本市が用意いたします。

⑥審査及び評価の項目等

審査及び評価は、「別紙2 宇陀市平成榛原子供のもり公園 民間活力活用事業に係る審査基準」に記載されている評価基準に基づき実施します。

ア) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和5年11月中旬に本市ホームページへの掲載及び応募者に対しては、合否に関わらず、郵送による通知を予定しています。

ただし、審査の経過等については、公開を予定していません。

イ) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀事業者及び次点事業者選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。また、実施要領の交付日からパートナー事業者(候補者)決定通知日までは、応募法人等に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

⑦パートナー事業者(候補者)の決定

本市は、原則、最優秀事業者をパートナー事業者(候補者)として決定し、本市とパートナー事業者(候補者)は、パートナー協定の締結に向けた協議を行います。

本市がパートナー事業者(候補者)とパートナー協定の締結に至らなかった場合は、次点事業者がパートナー事業者(候補者)としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、パートナー事業者(候補者)、次点事業者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

⑧誠実な業務遂行義務

パートナー事業者は、公募要項及びパートナー協定書等に定めるところにより、誠実に業務を遂行してください。

⑨再委託の禁止等

パートナー事業者は、本事業の全部を一括して、又は本事業における総合的企画、事業の遂行管理、事業実施に関する主要な事項の決定及び判断等、主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。パートナー事業者は、前途の本事業の主たる部分以外の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。また、本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、パートナー事業者の責任において相手方との契約関係を明確にしておくと共に、公募要項、パートナー協定及び事業実施に係る詳細協議等、本事業の実施に係る規定を遵守させるため、当該委託先又は下請先に対して適切な指導、管理の下に事業を実施してください。承諾を得て再委託した場合、第三者から占有許可申請や使用許可申請の提出を求められることがあります。また、下記に該当する者を当該委託先又は下請先としないでください。

- ・ 代表者及び役員が破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定を受けていない場合
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定を受けていない場合
- ・ 宇陀市暴力団排除条例（平成23年宇陀市条例第21号）第2条第5号に規定する事業者にあつては宇陀市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年宇陀市要綱第32号）第3条に規定する者
- ・ 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者または未申告の者
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・ 宇陀市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けている者

⑩その他留意事項等

- ・ 提案内容は、都市公園法、宇陀市公園条例、宇陀市平成榛原子供のもり公園条例、建築基準法、消防法、奈良県屋外広告物条例、文化財保護法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- ・ 事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続については、パートナー事業者の負担により実施してください。
- ・ 本市が配付及び公表する資料は、本事業以外の目的で使用することを禁じます。
- ・ 天災等の不可抗力による場合または本公募を公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公表若しくは通知した事項の変更または本公募を延期若しくは中止することがあります。なお、この場合において、応募者は、本公募に要した費用を本市に請求することはできません。
- ・ 原則、詳細協議のために必要な費用、物品調達その他の負担は、パートナー事業者が負うものとします。
- ・ 宇陀市公園条例及び宇陀市平成榛原子供のもり公園条例に規定する公園施設の設置管理許可、公園占用許可、公園内制限行為許可に係る使用料及び期間並びに保証金等に関する規定については、本事業の推進に必要と認められる場合において、事業詳細計画で定める内容を踏まえ、宇陀市公園条例及び宇陀市平成榛原子供のもり公園条例を改正することも検討しています。ただし、条例の改正にあたっては、市議会にてその内容を上程し、市議会の議決が必要となります。
- ・ 条例の改正の可否等により、双方の合意を得ることができず、事業実施が困難となった場合、本市及びパートナー事業者はそれまでにかかった費用、経費については、それぞれが負担することとし、損害賠償責任その他の法的責任を負わないこととします。

⑪事務局及び問合せ先

事務局：宇陀市建設部公園課

所在地：〒633-0292 宇陀市榛原下井足17番地の3

電話：0745-82-3674

メールアドレス：kouen@city.uda.lg.jp